

平 12. 5. 12
地 法 小 21

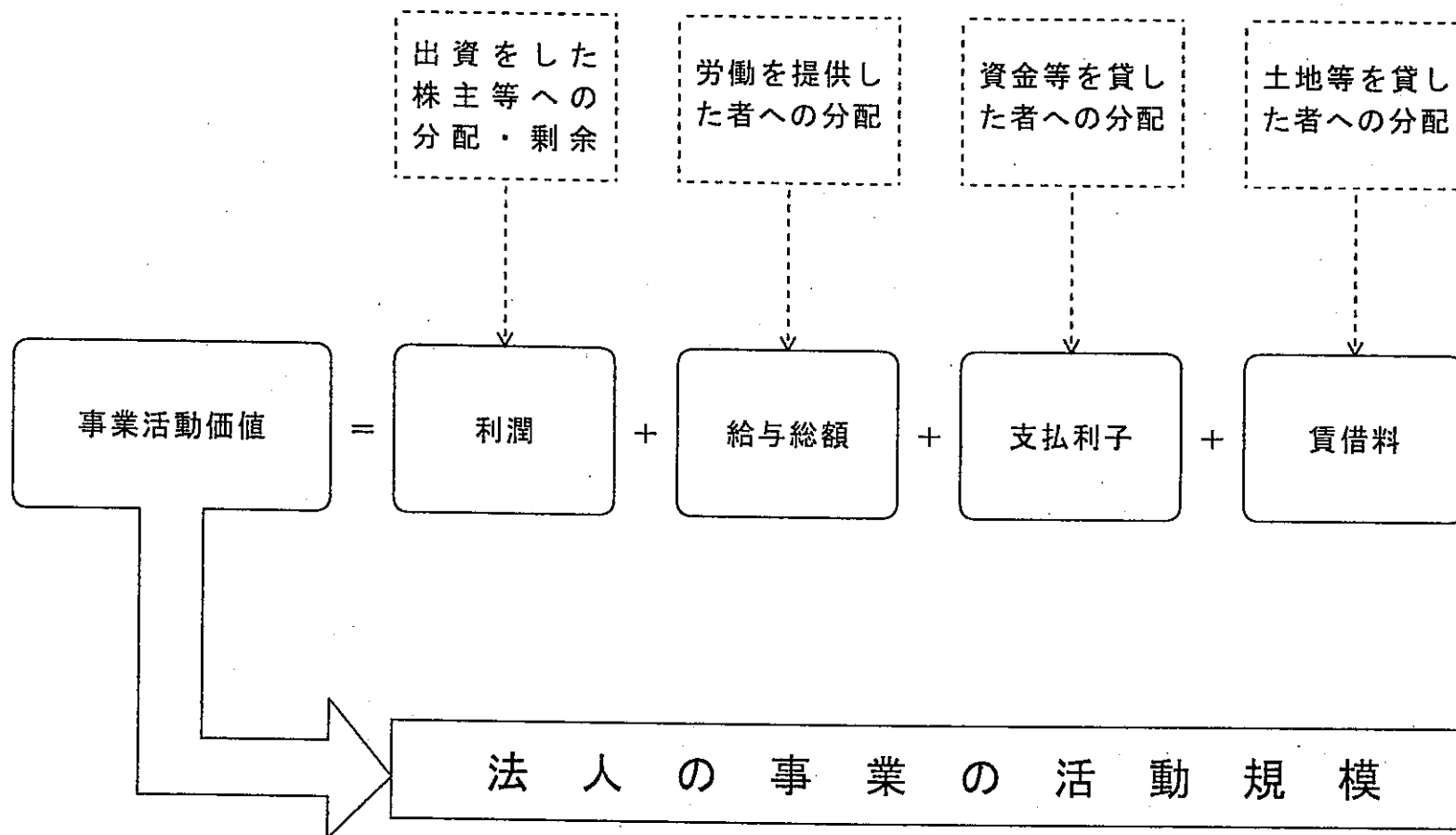
外 形 標 準 課 稅 関 係 資 料

目次

[illegible]

地方法人課税小委員会で示された4つの類型

① 事業活動価値（仮称）



事業活動価値の構成要素のうち、損金に算入されるものと利潤の関係

1 損金と利潤の関係

原則として、

- 損金の増加→利潤の減少
- 損金の減少→利潤の増加

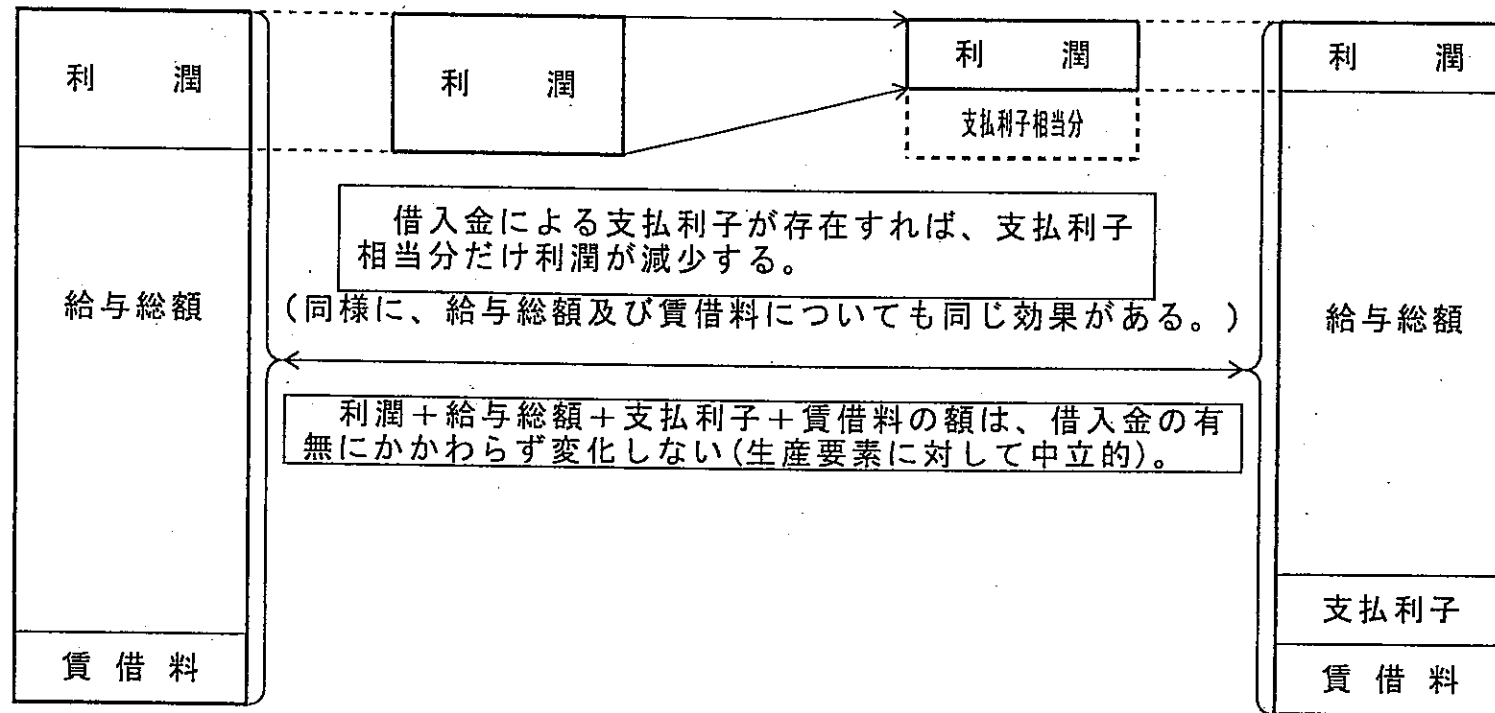
2 具体的事例

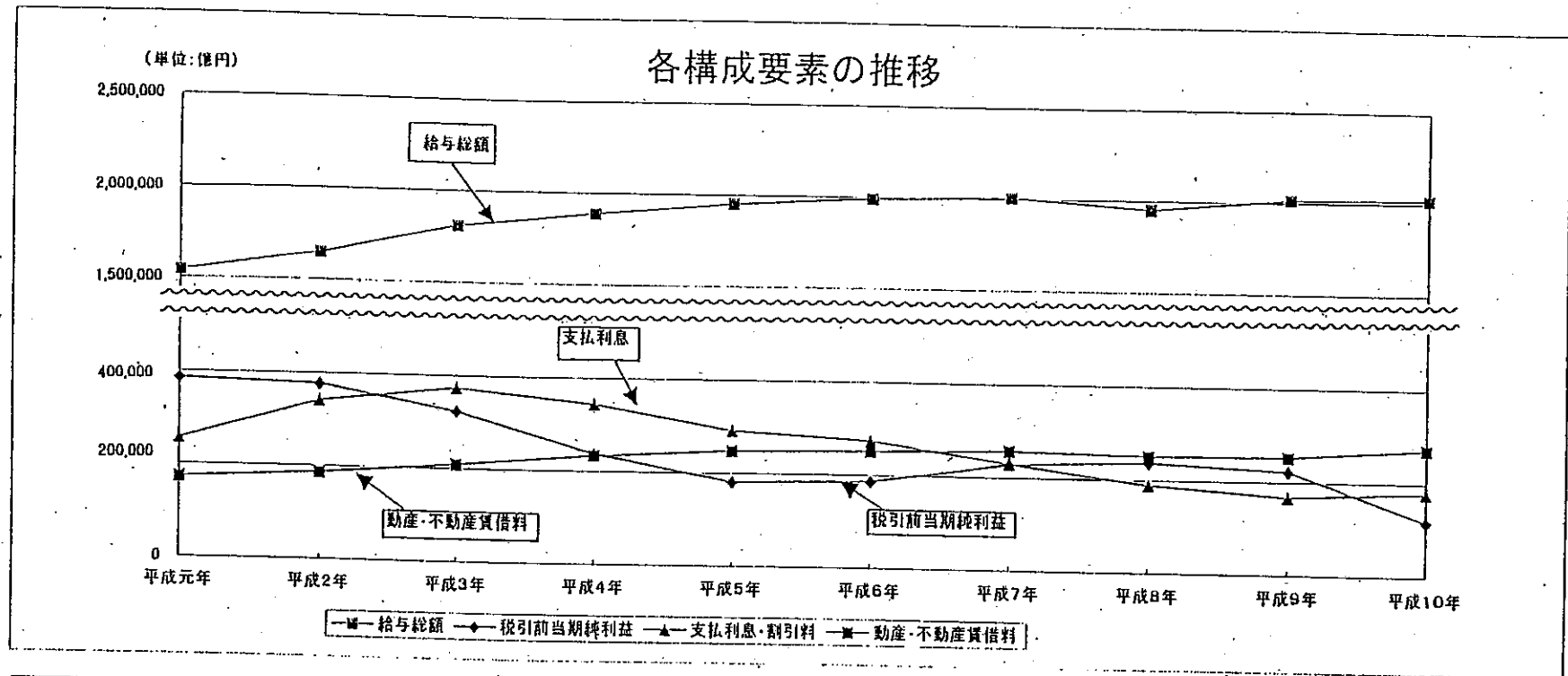
(1) 支払利子と利潤

借入金の有無の違いによる事業活動規模について（借入金の有無以外は、条件が同じとする。）

借入金がない場合

借入金がある場合





	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
税引前当期純利益	386,017	378,003	325,268	238,937	182,356	187,535	229,002	238,182	223,788	118,845
給与総額	1,545,305	1,649,937	1,810,148	1,889,092	1,953,578	1,994,105	2,008,982	1,953,005	2,018,396	2,022,747
支払利息・割引料	257,925	342,938	375,319	346,034	292,948	275,070	230,781	190,592	168,869	180,955
不動産・不動産賃借料	174,418	188,434	210,139	234,723	249,222	252,338	258,689	253,179	254,370	273,224

(注) 1 「法人企業統計年報」(大蔵省)により算出。

2 法人事業税の対象産業を集計。ただし、金融機関分は含まれていない。

事業活動価値における申告イメージ

未 定 稿

損 益 計 算 書 等

① 事業活動価値

課税標準 : 所得 + 給与総額 + 支払利子 + 賃借料

(注: 銀行業等においては、原則、支払利子は課税対象に含めないこととし、同様に、不動産貸付業等においても、原則、支払賃借料は課税対象に含めないこととすることが適当か。)

各要素の範囲

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

新規の書類作成は不要

「給与総額」 : 俸給・給料等、賞与、福利厚生費等の合計額
(注: 退職手当を含めることとすることが適当か。)

給与計算書を作成 <-----

「支払利子」 : 借入金利子、支払割引料、社債利息等の合計額

支払利子計算書を作成 <-----

「賃借料」 : 支払地代、支払家賃、不動産賃借料等の合計額

賃借料計算書を作成 <-----

※ 所得以外の構成要素については、課税標準の範囲に含まれるデータの積上げを行うとともに、当該データの合計額を裏付ける一定の計算書(明細書)の提出が必要になると考えられる。

(費用の部)

原材料費

売上原価

減価償却費

消耗品費

業務費

賃借料

その他

人件費

販売費・一般管理費

減価償却費

消耗品費

賃借料

その他

支払利子

営業外損益

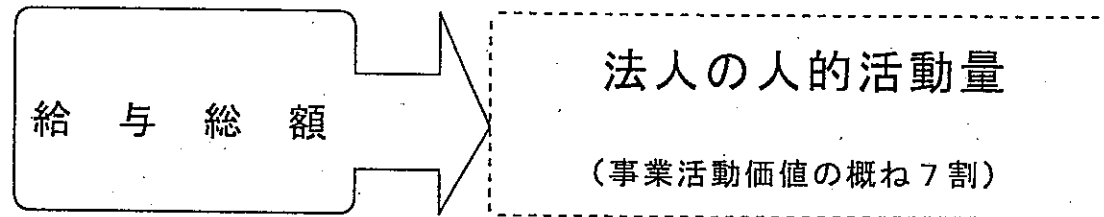
株式売却損等

特別損益

固定資産売却損等

(注) 法人は、この他に、法人税申告書の付属明細書、労働基準法で義務づけられている賃金台帳、所得税の月別源泉徴収高表等を作成している。

② 給与総額



「給与総額」単独ではなく、
所得基準による課税と併用

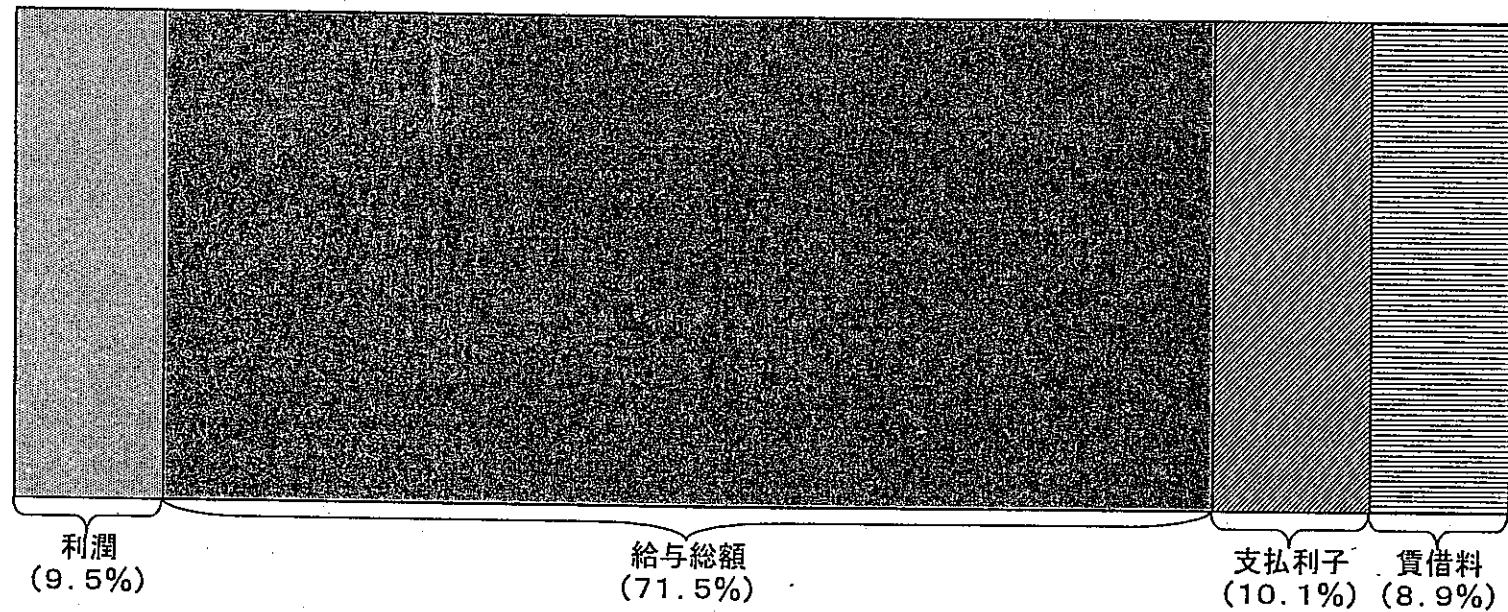
給与総額による課税
(税収規模で1／2程度)

+

所得基準による課税
(税収規模で1／2程度)



事業活動価値の内訳(平成元～10年度の平均値)



- (注) 1 平成元～10年度法人企業統計年報から算出し、区分は次によった。
 利潤＝税引前当期純利益、給与総額＝役員給与＋従業員給与＋福利厚生費、
 支払利子＝支払利息・割引料、賃借料＝動産・不動産賃借料
 2 農林水産業、鉱業及び金融保険業に係るものは、含まれていない。

給与総額における申告イメージ

未 定 稿

損 益 計 算 書 等
(費用の部)

② 給与総額

課税標準 : 給与総額による課税 + 所得基準による課税

各要素の範囲

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

新規の書類作成は不要

「給与総額」 : 俸給・給料等、賞与、福利厚生費等の合計額
(注：退職手当を含めることとすることが適当か。)

給与計算書を作成 ←

給与総額による課税
(税込規模で1/2程度)

+

所得基準による課税
(税込規模で1/2程度)

※ 給与総額については、課税標準の範囲に含まれるデータの積上げを行うとともに、当該データの合計額を裏付ける一定の計算書(明細書)の提出が必要になると考えられる。

原材料費

売上原価

減価償却費
消耗品費
賃借料：その他

人件費

減価償却費
消耗品費
賃借料：その他

販売費・一般管理費

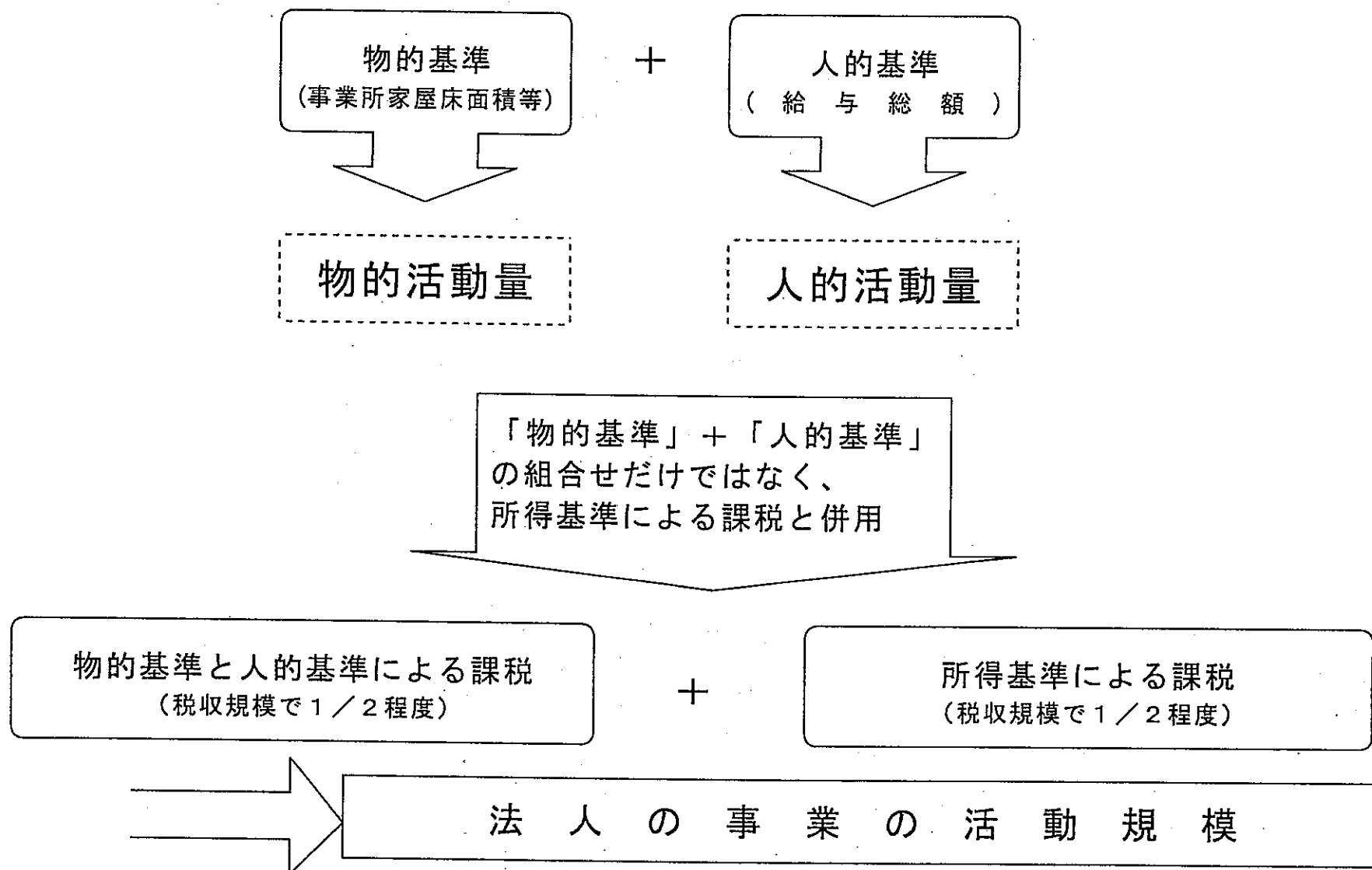
支払利子
株式売却損等
固定資産売却損等

営業外損益

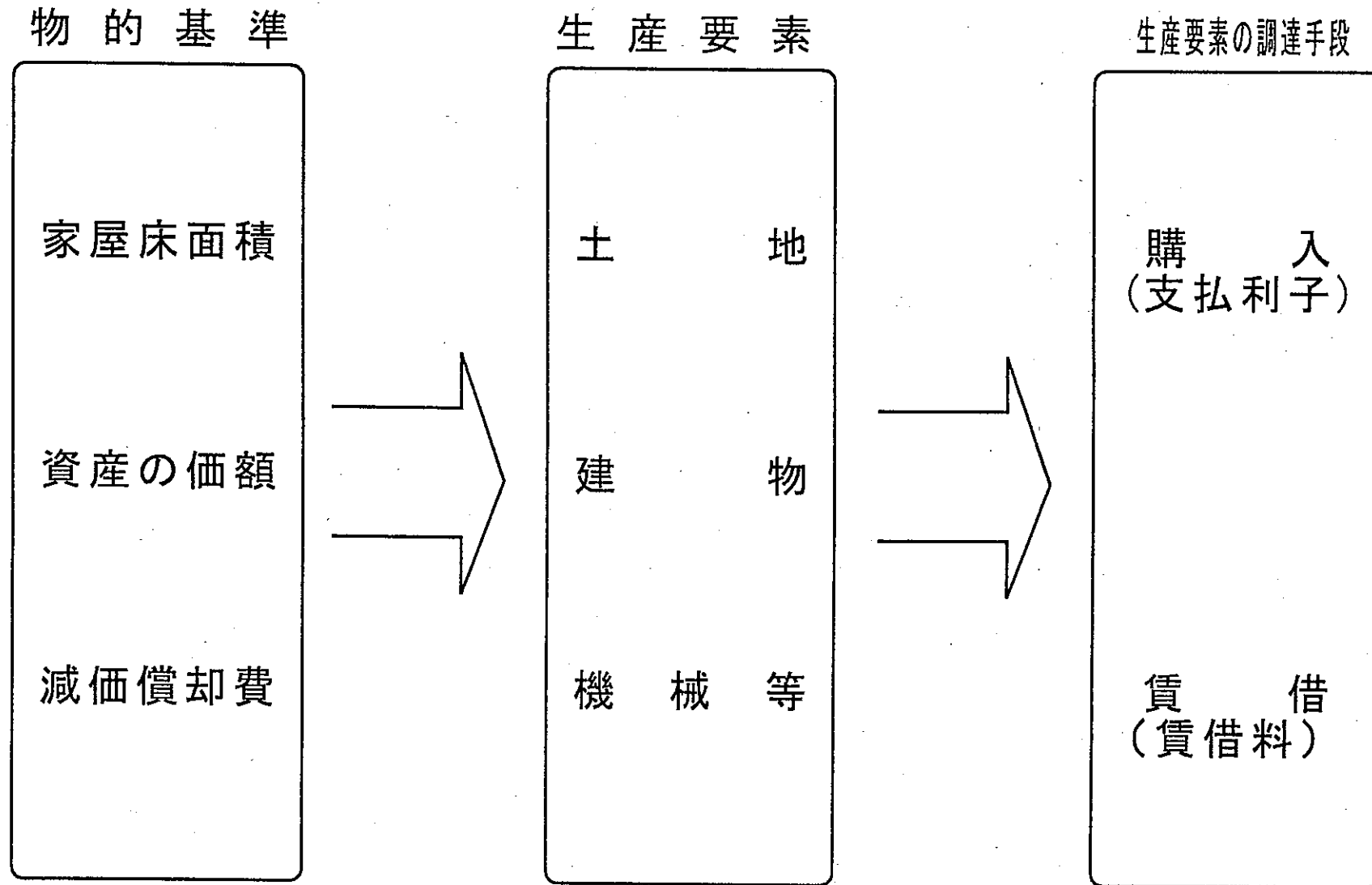
特別損益

(注) 法人は、この他に、法人税申告書の付属明細書、労働基準法で義務づけられている賃金台帳、所得税の月別源泉徴収高表等を作成している。

③ 物的基準と人的基準の組合せ



物的基準と法人の事業活動規模との関係



各物的基準の特徴について

	確実に関連する生産要素	生産要素の調達手段	使用者課税を前提とした場合の特徴
家屋床面積	建 物	購 入 (支払利子)	・所有者と使用者が一致しない場合でも、課税庁として把握が容易 ・変動性が低い
資産の価額	建 物 機 械 等 (残存価額)		・所有者と使用者が一致しない場合、課税庁が把握するには制度上の工夫が必要 ・変動性が高い
減価償却費	建 物 機 械 等 (償却価額)	賃 借 (賃借料)	・所有者と使用者が一致しない場合、課税庁が把握するには制度上の工夫が必要 ・変動性が高い

物的基準と人的基準の組合せにおける申告イメージ

未 定 稿

損 益 計 算 書 等
(費用の部)

③ 物的基準と人的基準

課税標準 : 物的基準と人的基準の組合せによる課税+所得基準による課税

各要素の範囲

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

新規の書類作成は不要

「物的基準」 : 使用者課税の原則

各要素に応じた計算書の作成

「給与総額」 : 俸給・給料等、賞与、福利厚生費等の合計額
(注:退職手当を含めることとすることが適当か、)

給与計算書を作成 <-----

※損益計算書や勘定科目内訳書等が参考になる

物的基準と人的基準による課税
(税込規模で1/2程度)

+

所得基準による課税
(税込規模で1/2程度)

※ 給与総額については、課税標準の範囲に含まれるデータの積上げを行うとともに、当該データの合計額を裏付ける一定の計算書(明細書)の提出が必要になると考えられる。

原材料費	売上原価
減価償却費	
消耗品費	
労務費	販売費・一般管理費
賃借料：その他	
人件費	
減価償却費	営業外損益
消耗品費	
賃借料：その他	
支払利子	特別損益
株式売却損等	
固定資産売却損等	

(注) 法人は、この他に、法人税申告書の付属明細書、労働基準法で義務づけられている賃金台帳、所得税の月別源泉徴収高表等を作成している。

④ 資本等の金額

資 本 等 の 金 額
(資本金+資本積立金)

「資本等の金額」を直接課税
標準とするのではなく、事務
所数や従業員数を加味した
上、所得基準や他の外形基準
との組合せによる課税と併用

(例1)

資本等の金額	税 額
×××円未満	α円
×××円以上△△△円未満	β円
△△△円以上	γ円

×事務所数+

所得基準や他の外形基準による課税

(例2)

	従業員数		
資本等の金額	×××人未満	×××人以上△△△人未満	△△△人以上
×××円未満	α ₁ 円	α ₂ 円	α ₃ 円
×××円以上△△△円未満	β ₁ 円	β ₂ 円	β ₃ 円
△△△円以上	γ ₁ 円	γ ₂ 円	γ ₃ 円

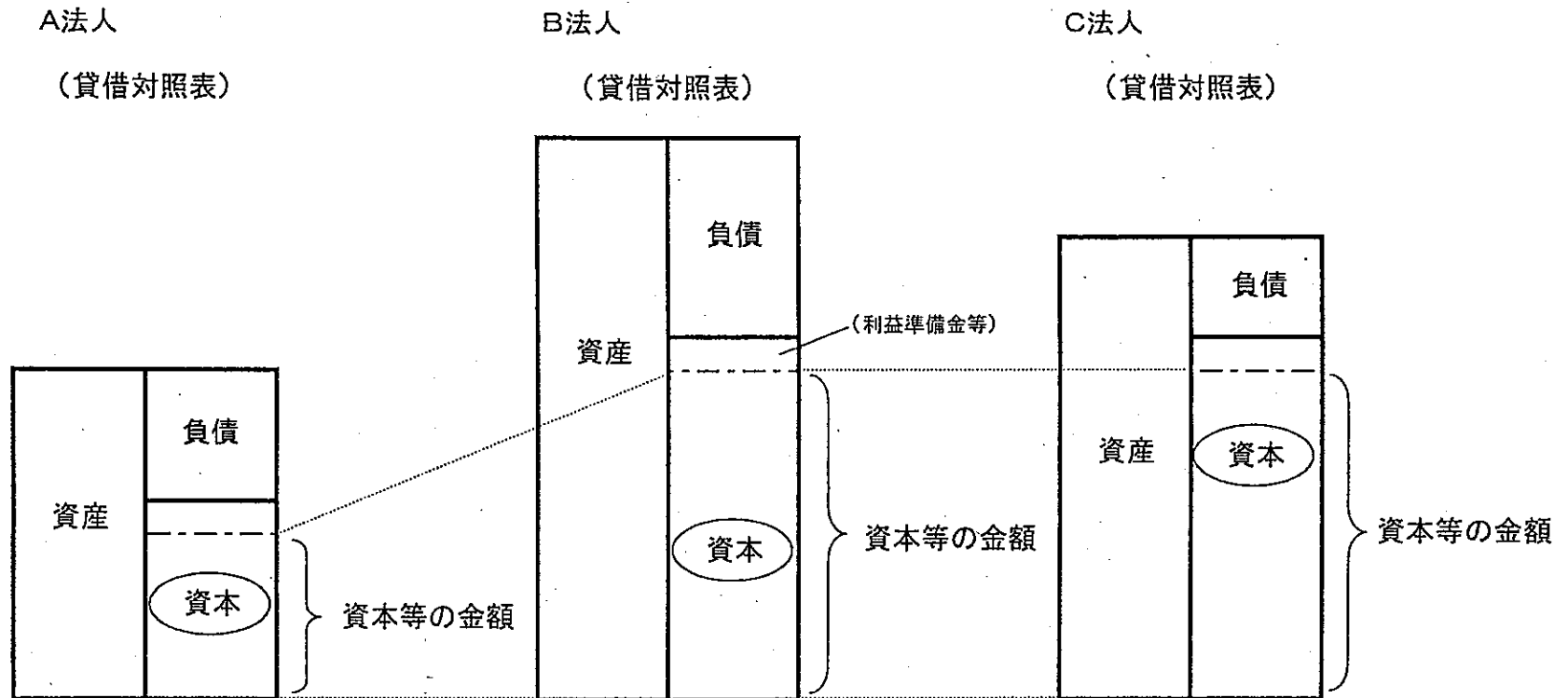
+

所得基準や他の外形基準による課税

法 人 の 事 業 の 活 動 規 模

資本等の金額と事業活動規模との関係

(イメージ図)



資本等の金額における申告イメージ

未 定 稿

④ 資本等の金額

貸 借 対 照 表 等
(資本の部)

資本金
資本準備金
利益準備金
その他剰余金

課税標準 : 資本等の金額に事務所数や従業員数を加味した上、所得基準や他の外形基準との組合せによる課税

各要素の範囲

(例)

「所得」: 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

新規の書類作成は不要

「資本等の金額」: 資本金と資本積立金額の合計額 ←

資本等の金額区
分による税額

×

事務所数

+

所得基準等
による課税

OR

資本等の金額区
分及び従業員数
の組合せによる
税額

+

所得基準等
による課税

(注) その他、法人登記簿謄本等が存在している。